

議会運営委員会 会議録

日 時 令和4年6月9日(木曜日) 午前10時28分～午前11時40分
場 所 白杵庁舎2階 第4委員会室

出席委員の氏名

委員長 内藤 康弘 副委員長 匹田 郁
委 員 芝田 英範 委 員 川辺 隆 委 員 匹田久美子
委 員 大塚 州章

オブザーバー

議 長 梅田 徳男 副議長 戸匹 映二

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

総務課長 柴田 監 財務経営課長 荻野 浩一

出席した事務局職員の職氏名

局長 林 昌英 次長 後藤 秀隆 書記 高橋 悠樹 主査 大井智香子

傍聴者

(な し)

協議事項

- I. 議案等について
 - II. 会期日程について
 - III. 議事日程について
 - IV. 一般質問発言順序について
 - IV. その他
-

午前10時28分 開議

○委員長（内藤康弘）

執行部より議案等の説明を受けたいと思います。

（ 執行部入室 ）

◎総務課長（柴田 監）

（ 議案について配付資料に基づき説明 ）

◎財務経営課長（荻野浩一）

（ 補正予算について配付資料に基づき説明 ）

○委員長（内藤康弘）

皆さんから何もなければこれで説明は終わります。ありがとうございました。

（ 執行部退席 ）

○委員長（内藤康弘）

それでは、ただ今より議会運営委員会を開催したいと思います。お配りしております次第のとおり協議事項につきまして、事務局より説明をよろしくお願いします。

I. 議案等について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

○委員（匹田久美子）

陳情書に対して懸念があるので、皆さんにも共有していただきたい。女性スペースを守る会という陳情書、これは多分どこの議会事務局にも送っていると思う。それで、性的マイノリティの権利を守るという趣旨で活動している団体から、問題視する声が出ています。大分県の人権尊重・部落差別解消推進課長にも先ほど聞いたんですけど、この陳情書に関しては女性の性犯罪を防ぐという意味では、防ぎたい、防いで欲しいという声が出ているという陳情の意味では、真っ当なことを言っているかのように見え、そこの部分は認めていい陳情なんですけど。それを、トランス女性、もともと体は男性だけど、心は女性という、そのトランスジェンダーの人がいるから、そういう性犯罪が増えるのだというような、2つの問題をごちゃ混ぜにして論じているところを疑問視している、不安視しているというふうな話をお聞きしました。なので、慎重な取り扱いをお願いしたいと思っています。

○委員長（内藤康弘）

陳情の取り扱いについては、事務局どうですか。

◎書記（高橋悠樹）

陳情、要望につきましては、開会日に議場に配付します。こういった陳情が出ていますということで、後の取り扱いについては各議員皆様の判断になる、そういったことで配付をしています。その配付した記録というのは、会議録にも載りますので。いつ、何の陳情・要望書を

議場に配付したかということが、結果として残るといような取り扱いに現状はなっております。

○委員（芝田英範）

事務局にちょっと伺いたいんだけど。この陳情・要望書が出て、この分は皆配付するわけですか。市の広聴にも出ますよね。要望・陳情書で、その分の取り扱いはどうされるのですか。

○委員長（内藤康弘）

休憩をお願いします。

午前10時54分 休憩

午前10時59分 再開

○委員長（内藤康弘）

再開します。

どうでしょう、この陳情の趣旨等を、いろいろと議論したいと思いますが。それでよろしいですか。

（ 「はい」 の声 ）

○委員長（内藤康弘）

この陳情について取り上げるか、取り上げないかという部分を議題としますので、皆さんのご意見を拝聴したいと思います。

○委員（匹田久美子）

女性スペースを守る会という陳情書が出ていますが、これについては取り上げるべきではないと私は思っています。陳情の趣旨としては、女性の安全を守る、性的被害は圧倒的に女性が多いので、女性の性的被害、性犯罪を防ぐということで、それなりに陳情の趣旨は理解できるんですけど。その趣旨に関連させて、トランス女性がトイレを使うから、そういった性犯罪の不安が増えるのだという書き方を結果しているの、トランスジェンダーへの偏見が広がる恐れのある文書だと思いますので、載せるべきではないと思います。

○委員（大塚州章）

内容の趣旨を今見ているんですが、ちょっと判断がつきにくいところがあります。もう少し熟読させてください。

○委員（芝田英範）

議運に上げるこの陳情書。今までは、これは議長宛てに来た分を皆上げていたのか。例えば、一般の住民から出た陳情書も全部あげて議事録に載せていたのか。そして市長宛てに出した分は、たぶん議運には上がって来ないよね。その分は、一般住民の重要な事柄であっても、各課に回して、内容によっては副市長までいくのかな。そして各課判断で、予算付けをするかどうか

か考えて事業をしているわけですね。ただ、そういう要望書が今度議長宛てで来たときは、その取扱いはどうなりますか。

◎書記（高橋悠樹）

陳情と要望とともに、議長宛てにきたものについては、同じ取り扱いで議場に配付して、こういった要望、陳情が来ていますというのを、会議録に載せて周知して、そこで取り扱いは終了になります。

○委員（芝田英範）

このシステムは今一般の住民は分からない。ただ、議長宛てに出したほうが重みはちょっと増す感じがするのかな。議場で配付することになるので。広聴に要望書で、市長宛てで各課へ出して、建設事業なら建設課、保健関係は保険健康課まで行く。それが議長宛てに変わったら、みんなこの議運で処理しないといけない。その辺、ちょっと行政も考えたほうが良いんじゃないかな。

○委員長（内藤康弘）

芝田委員は要するに、このNo.2.の陳情書の内容ではなくて、今までのシステムをどうしたら良いですかというようなご意見ですね。その件に関しては、また後でやりたいと思います。

○委員（川辺 隆）

この女性トイレの問題ですけども、陳情の理由の中段に、したがってというところから、また女性の安心安全という権利の法益を守るべくというところがあるんですけども。我々が今所属しているPTAの組織でも一応問題になっていますのは、男性にも、女性並みの権利と、守るべき法益があるということなんです。女性だけを特別視しているこの文書に関しては、今の時代にそぐわない、他の意図を持った文書に見えますので、大変取り扱いが難しいと思います。

また中小企業、事業所においては、すべからず、女性用のトイレ、男性用のトイレを分けるように、企業側も努力義務として取り組んでおりますが、スペース的にも、また経済的にも、同一のトイレを使わなくてはいけません。事業所のスペース、また、経済事情等を踏まえたら、改めて少しかような文書を、私は出すべきではないと思います。

○委員（匹田 郁）

自分も改めてトイレのことについて踏み込んだ、こういう陳情書が来たということについて。普通、私たちの概念では、男女は別であるし、小学校の時のトイレからしても、公共的なところは分けているもんだということがあるし。今、多目的とか、そういうところが出てきたり、いろいろ書かれた中で、これは諸方策をとるよう国に申し入れていただきたく陳情するものです。この諸方策をとる中に、具体的に理由が書いているんですけど。やっぱり諸方策はどういうことをしてもらいたいっていうのを、きちんと上げた中でしないと。だから、陳情を受け取る。そのためには、ただ考え方だけじゃなくて、やはりきちんとした方向性を具体的に書いていただくように、もう一度この団体に言うのか、それともこのままにしておくのか。受け取って、それでみんなに配付しても何も変わらない。だから良いとか悪いとかいう前に、

この内容を全国に送るのであれば、もうちょっとその辺を考えたほうが良いんじゃないかと私は思っております。No.2 に関してです。だから、右か左か決めてください、保留というのもあるけど。どっちかと言われれば、さっき言った趣旨からいくと、別にそう配らなくてもいいのかなという気がいたします。

○委員（大塚州章）

先ほどちょっと熟読させてくださいと言いました。芝田委員からも言われたように、この内容を見ると、このトイレを設置するのは、議会じゃなくて市のほうなんで、市長宛てというか行政宛てのほうの問題かなと思いますし。これをただ、国に陳情を議会として言ってほしいとなると、意見書という形でないと。国に言うことはできないんで。ただそういう意味で言えば、あと内容に関しても、行政及び店舗なんかは障がい者のトイレには女性も入るようなマークもついていることが多いんで、これは引き続き多分なくなることはないだろうと思うんで、今現在の状況で私はいいかかなと思います。ここまで載せる必要はないのかなというふうに感じております。

○委員長（内藤康弘）

今、大塚委員、匹田副委員長も言われましたように、取り扱いについては慎重に審議するのが普通だと思います。ところが、先ほどの芝田委員のご意見にもありましたように、郵送で誰が送ってくるか分からない。陳情なんで、この取り扱いも今から先、協議しなければいけないなというふうに思っております。ですから、皆さんと同じ意見なんですけど、取り上げなくてもいいのかなというふうに思ってますんで、ちょっとこのNo.2 の陳情について、取り上げるか取り上げないか、ちょっと採決をとりたと思います。よろしいですか。

（ 「はい」 の声 ）

○委員長（内藤康弘）

このNo.2 の陳情を取り上げないという方は挙手をお願いします。

（ 挙手多数 ）

○委員長（内藤康弘）

続きまして前後しますが、No.1 ワクチン関係の陳情書です。これについて協議したいと思います、ご意見ありましたらどうぞ。

○委員（川辺 隆）

ワクチンを打つ、打たないに対しては自由であり、子供たちの新型コロナワクチン接種に関しての配慮を求める陳情書については、この陳情書の説明文書の中に、接種後の死亡、重篤を含む多大な数字が報告されています。また、その下段にある接種の強要、同調圧力が差別、行動制限、そして隣に付いているチラシには、なぜ打たないのか、早く打って欲しい、強要したりとかいう文書が見受けられます。この陳情書は、ワクチンに対する偏見とか根拠がない憶測を市民に抱かせる恐れがある文書だと思いますので、我々議員も、国や県も白桦市も今、全員が一丸となって新型コロナワクチン接種に取り組んでいる状況の中で、この陳情書を出すこと

には、私は反対いたします。

○委員（芝田英範）

今、川辺委員がおっしゃった通りだと思います。

○委員（匹田久美子）

書かれていることについての真意とか、よく把握しないといけないなと思って今見ている最中です。

○委員（大塚州章）

打つ、打たないは自由だというのは、政府の広報でもちゃんとやっていると思いますので、これ載せる必要はないのかなと思います。

○委員（匹田 郁）。

この内容を見ると先ほど川辺委員も言ったように、むしろ打つよりも、打たせないほうがいいのではないかという傾向の文書で、どちらかというところ、そういう配慮を求めている。これはもう親、PTAが考えてやって要は真剣に自分のことですので、考えてやっているのに、あえてそこまで踏み込むこと自体が、同調圧力になりかねない。

○委員（匹田久美子）

陳情書のNo.1が、接種の強要や、同調圧力や差別、行動制限を行わない啓発を進めていただくこととなっていますが、今現在、接種の強要とか、打てという同調圧力や差別、ましてや行動制限を感じることはないのだから、ことさらに陳情として出す必要はないのかなと思います。

○委員長（内藤康弘）

私も皆さんのご意見と同じですんで、No.1 陳情のほうも採決をしたいと思います。

取り上げない方、挙手をお願いします。

（ 挙手多数 ）

○委員長（内藤康弘）

以上、陳情に関しまして、今回の定例会においてはこの2件の陳情は取り上げないという決定をいたします。

Ⅱ. 会期日程について

Ⅲ. 議事日程について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき一括説明）

一般質問発言順序について

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

○委員（川辺 隆）

受付8番の議員の質問。4つ目（1）市議選における収支報告について。幅が広すぎて、私が理解できないんですけども。この場合に、全議員を対象にした収支報告の質問であるなら、少し取り扱いを慎重にさせていただかないと。ただ、どういうことを聞かれるのかちょっと分からないけど。

◎局長（林 昌英）

収支報告につきましては、選挙管理委員会に諮って、各議員さんの収支は全て告示しております。一般に公開されておりますので、それを議会の質問の中で取り上げるかどうかは別の話として、公開されているという状況にあります。

○委員（大塚州章）

内容によると思うんですけど、そこは例えば、個人の収支を比較とかいうふうになると、これちょっといろんな問題があるんで。そのときは、もう議長に止めてもらうようお願いしないといけないかなと思います。

だから、収支はもう公表されてるんで、それを含めてどういう質問をするかというのはちょっと聞いてみないと分からないでしょうから、その辺はちょっとしっかりと。だから、個人の比較っていうのは良くないかなと思います。

○委員（川辺 隆）

今の大塚委員の説明であるならば。議運でこういう問題が出るなら、もしそういう趣旨の発言が出たときは議長に止めていただきたいんですけども。これはどうとらえるんですか。

○委員（匹田 郁）

その前に、ヒアリングがある。ヒアリングのときに趣旨を確認、報告していただく。その辺を含めて場合により取り扱いを考える。まだ何とも言えない。

○委員長（内藤康弘）

今の件について。ヒアリングはまだ終わってないので、選挙管理委員会に問い合わせ、どういうヒアリングの内容であったかというのも、ちょっと聞きたい部分があります。そういうことでご理解ください。

それでは通告書の内容確認をしていただきたいと思います。その後に抽選を行いたいと思います、よろしく申し上げます。

（ 抽選結果は別紙のとおり ）

V. その他

◎書記（高橋悠樹）

（配付資料に基づき説明）

5. 感染症対策について

○委員（匹田久美子）

傍聴について、皆さんの意見を伺いたい。6月定例会の傍聴については、分かる範囲で周りの自治体の様子を聞いてみたんですけど。通常どおり傍聴に入れるところが、大分市、津久見市、日田市、佐伯市。そして、一席おいて間隔を空けて入れるところが、別府市、竹田市、豊後大野市、中津市、他はちょっとまだ調べきれてないんですけど。もちろん、連絡先の記入とか手指消毒とかマスクの装着とか、私語を慎むといった注意事項は守ってもらったうえで、注意しながら入れているという自治体がほとんどなので。全く入れないとなると、昨年度いろいろお騒がせした件もあり、市民からは閉ざされているような印象を持たれかねないと思っています。いかがでしょうか。

○委員（川辺 隆）

白杵市内において、先日、食事に行った時にお客さんの1人がマスクをしていなくて、大声でしゃべっている人に対して大声でしゃべるな、君がコロナを持っていないという保証がないってことで、大きな口論になっていたのを隣で見たり。今朝、市内で我々と同じ年代の方がコロナウイルスに感染して、糖尿病を併発して亡くなったというお話を聞いて。また、白杵市が最初に県下で死亡者が出たことに関しては、白杵は他市とはコロナウイルスに対する警戒心が違うと思います。確かに匹田久美子委員のおっしゃる通り、開かれた議会。必要だと思います。

しかしながら、今一度この6月定例会においては、3月定例会並みの感染症対策で運営していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（内藤康弘）

他にありませんか。

（ な し ）

○委員長（内藤康弘）

今回の傍聴につきましても、代表者会議でも取り扱っていただきました通り、議会運営委員会としては3月定例会同様の対応をとりたいと思いますが、皆さんどうでしょうか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（内藤康弘）

そういうことで、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

7. 白杵市議会基本条例における反問権の取り扱いについて

○委員長（内藤康弘）

今、説明のあった通りでございしますが、この件につきまして議長にお考えがございましたら、どうぞ。

○議長（梅田徳男）

第15条というところに示されている通り、反問について、すでに許可することができる

いう状態にはあるんですけども。その時間の取り扱いとか、行使できる者の範囲、それから反問の内容とか、まだ詳細が取り決められておりませんので、具体的な運用ができない状況になっております。これは先ほどもお話がありましたように、執行部との調整も必要ですので、これに必要な取り組みを、できましたら議運の皆さんの協議で取り決めていただきたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（内藤康弘）

この反問権の取り扱いについて、今、議長から議会運営委員会で協議していただきたいという内容でございました。

6月定例会には、この権利を実施するというお考えですか、議長。

○議長（梅田徳男）

時間的にちょっと厳しいと思いますので、その辺は執行部のほうと相談をさせていただきたいと思いますし、協議していただいた内容については、議運だけで決定というわけにもいきませんので、全協で、皆さんのご意見を伺ったうえで決めて、最終的に決定するという形で進めていただければと思います。

○委員長（内藤康弘）

もし実施するとすれば9月からですか。

○議長（梅田徳男）

決定し次第ということで、6月にはできないだろうというところですね。

○委員長（内藤康弘）

ありがとうございます。この反問権について、大分県内いろんなところで取り扱いをされております。事務局より少し状況を説明していただきたいと思います。

（ 書記より説明 ）

○委員長（内藤康弘）

ありがとうございます。議長のお考えは9月定例会から運用をしたいというお考えでございますが、説明を聞いて今日即決というのはなかなか難しいので、今の状況を聞いてご意見がありましたら、よろしく願いしたいと思います。

○委員（大塚州章）

別府市の例がありました。私も別府の、実は議長さんからその話を聞いて、市長さんも使ったことがあるって話を聞きました。そういうことも含めて、議長が9月になれば議運で、いろいろ調査して、もう1回議運を開いて、やっぱり作るからには、実用にあった良いものを作りたいので、研修会を、どっかで事務局と一緒にできたらなど。そのための資料の収集を、大分県にとどまらず他のところのものも、お願いできたらと思います。

○委員長（内藤康弘）

ありがとうございます。他にご意見ございますか。

○委員（匹田久美子）

私も勉強しようと思います。けどより使えるものがあつたほうがいいと感じています。

○委員長（内藤康弘）

大塚委員が言われましたようにいろんな資料等を収集しながら、意見を集約したいなというふうに思いますんで、皆さんも資料等々を集めていただきたいと思います。

9月まで何回か委員会があろうかと思えますんで、その都度、ご意見を聞きたいと思えます。よろしくお願ひします。先ほどの芝田委員から出ました陳情、要望に対しての取り扱いについてですが、結論から言わせてもらいますと、この委員会の中で皆さんで真摯に意見交換をしながら、取り扱うか、取り扱わないか、取り扱いを決めていきたいと思えますんで、それでよろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声 ）

○委員長（内藤康弘）

よろしくお願ひ申し上げます、ありがとうございます。他に何かございましたら。

○委員（川辺 隆）

この6月定例会の最終日に、9月定例会の諸日程の提案があると思うんですけども。9月定例会の閉会日は少し調整のほうをしていただいて、皆さんの今後の行事とかを汲んで今度提案していただけるよう要望しておきますので、よろしくお願ひします。

○委員長（内藤康弘）

他にご意見ございませんか。

（ な し ）

○委員長（内藤康弘）

以上で、議会運営委員会を終わります。

午前11時40分 閉会

白杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和4年6月9日

白杵市議会

議会運営委員会委員長 内藤康弘